

平成24年2月28日

守谷市議会議長 様

陳情者 住所 茨城県守谷市久保ヶ丘3-13-17
氏名 守谷平和の会 会長 北野 智康

東海第二原子力発電所の再稼働の中止と廃炉を求める陳情

【陳情の趣旨】

守谷市として市民の生活を守るという地方自治の観点にたって、地方自治法第99条の規定によって、次の項目を決議し、茨城県知事・国関係機関・事業者に、次の陳情項目の意見書を提出していただきたく陳情いたします。

【陳情の理由】

東日本大震災から1年を迎えようとしています。政府は年末に「収束宣言」した福島原発事故は、今でもさまざまな問題にぶつかり、収束の見通しはありません。10万人近い被災者の多くは、今も自分の故郷や家に戻る展望をもてない避難生活を強いられています。放射能汚染の被害は、周辺の各県にも広がり、大気も土も食べ物も汚染されています。福島第一原子力発電所の事故は、福島県民のみならず日本全土に甚大な被害を及ぼし、原発の危険性を明らかにしました。茨城県でも守谷市をはじめ周辺の住民に高い放射線の影響を与え、子どもたちの生活に不安をもたらし、安心して外で遊べないという状況が起きています。もはや、原発は安全であるということを、誰も信ずる人はいないでしょう。

本県の東海村にある東海第二原子力発電所では、3月11日の東日本大地震により、原子炉が自動停止し、3日半の間外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波の影響で動きませんでした。もし、津波があともう少し高かったら、全ての電源を失い、福島第一原発と同じような深刻な事態になるところでした。その後、昨年5月に定期点検に入り、水漏れ事故やタービンの羽根のひび割れなどが見つかり、県民の声で終了が今年の8月まで延期されました。福島第一原発では半径20km圏内は警戒区域とされ、住民は避難生活を余儀なくされました。東海第二原子力発電所の場合は、半径20km圏内には71万人が暮らしており、原子炉立地では国内一の人口密集地です。守谷市は約80kmに位置し、高い放射線で市民生活に大きな影響が出ている二本松や郡山の都市と同じような位置になり、今でも高い放射線の影響を受けることになることは明らかです。アメリカでは、メルトダウンした時は80kmまでが避難区域と最近のニュースで報道されている位置です。また、東海第二原子力発電所は、運転開始から34年が経過し、老朽化によるトラブルも頻

発しております。つい先日の11月10日頃にも操作ミスによる事故が起き、安心できない状態です。地元東海村の村上村長は、東海第二原発の「再稼働反対」を表明しました。橋本県知事も「しっかり納得した説明がなければ（再稼働は）難しい」と表明するまでになりました。北茨城、土浦、取手市議会でも「廃炉」を求める意見書が採択され、五霞町議会でも同様の意見書が採択されました。住民の命と安全を守ることが使命の自治体と議会の態度表明は、当然なことです。

原発周辺のみならず、放射能で危険な状態に置かれた自治体の住民からの声も広がってきています。この度行われた守谷市議会選挙では、住民の不安の声の高まりでほとんどの候補者が除染のことに触れていました。除染しなくてはならなくなった原発事故が無くなるためには、再稼働はやめて、廃炉しかないと私たちは考えるものです。

守谷市議会として、福島第一原発事故の教訓から、東海第二原発の再稼働に対して「再稼働反対」の表明と、「廃炉」の表明をしていただきたいと陳情いたします。

【陳情項目】

- 一、茨城県と国は、県民の合意がないなかでの東海第二原子力発電所の再稼働を認めないこと。
- 一、国と事業者は34年も経過し、老朽化している東海第二原子力発電所を廃炉にすること。

以上のとおり陳情します。